

仕 様 書

1. 業務委託名 国民健康保険レセプト点検業務委託
2. 履行場所 尾鷲市役所内
3. 履行期間 契約日から令和9年3月25日
4. 業務方法
業務処理は、3ヶ月に1回（6月、9月、12月、3月、各月3日間程度）の点検を庁舎内にて行うものとする。
業務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間で行うものとする。
5. 業務内容
 - 1) 内容点検
医科診療・歯科診療・調剤報酬明細書（レセプト）及び、柔道整復施術療養費の支給申請書について、内容の確認及び点検を実施する。
 - 2) 縦覧点検
3ヶ月分のレセプトを被保険者番号順に並べ、治療の過程を見ながら、診療内容についてチェックする。
 - 3) 横覧点検
同一月において、同一被保険者の複数枚のレセプトがある場合に、算定できない項目や重複請求など疑義のあるものを抽出する。
 - 4) 突合点検
医科診療報酬明細書と調剤報酬明細書の突合点検を実施する。
 - 5) 重複多剤・頻回・多受診レセプトの抽出及び内容確認
国民健康保険重複多受診者一覧表などを参考に縦覧点検し、同一の薬効の薬剤の投与を重複して受けている場合といった重複投与者などを抽出し、内容を確認する。
 - 6) 第三者行為の疑いのあるレセプトの抽出及び内容確認
 - 7) 結果報告
業務終了後、処理結果についての報告書を作成し提出する。
 - 8) 過誤再審査にかかるレセプト管理システム入力業務
内容点検の結果、再審査申出を行うレセプトについては、レセプト管理システム端末に申立理由等を入力する。
 - 9) 点検結果の効果額（率）についての報告書を作成し提出する。
6. 秘密保持
 - 1) 点検事務の実施により、知り得た情報は漏らさないものとする。
 - 2) レセプト情報等は点検目的以外に使用しないものとする。

7. 入札金額に含まれるもの

レセプト点検員の人件費、交通費（宿泊費込）

8. その他契約履行に関する特記事項

暴力団等不当介入に関する特記事項

1) 供給者は暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

2) 1) により所管の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに注文者に報告すること。注文者への報告は必ず文書で行うこと。

3) 供給者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、注文者と協議を行うこと。

9. 参考資料

1) 令和7年度のレセプト件数実績

療養給付 58,587件、柔道整復師 1,193件

令和6年度のレセプト件数実績

療養給付 63,120件、柔道整復師 1,453件

令和5年度のレセプト件数実績

療養給付 69,523件、柔道整復師 1,518件

2) 被保険者数 3,048人（令和8年3月末現在）

3) 国民健康保険重複受診者一覧表 記載件数

令和8年 1月分 23名 70件

令和7年 12月分 28名 86件

11月分 18名 58件